

「平成 28 年度 国家公務員の倫理の保持に関する状況及び 倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」の概要

平成 29 年 9 月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号。以下「倫理法」という。）第 4 条の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- (1) 各種報告書の提出件数
倫理法により提出が義務付けられている各種報告書の提出件数
○贈与等報告書・・・20,262 件 ○株取引等報告書・・・43 件
○所得等報告書・・・1,330 件
- (2) 倫理監督官への届出等の状況
飲食の届出及び講演等の承認の件数
○飲食の届出・・・187 件 ○講演等の承認・・・60 件
- (3) 懲戒処分等の状況
平成 28 年度中に倫理法・国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）
違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案
○懲戒処分・・・6 件（7 名）
- (4) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策及び体制の整備
○DVD 研修教材「事例で学ぶ倫理法・倫理規程 vol.11」の配布
○「国家公務員倫理週間」の実施（12 月 1 日～12 月 7 日）
○各府省等における研修等の実施

3 閣議

平成 29 年 9 月 8 日（金）